

総合評価競争入札に係る標準的な落札者決定基準について

(令和 3 年 1 月 20 日決定)

西宮市建設工事総合評価競争入札実施要綱（平成 22 年）第 5 条第 2 項に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 3 項の規定に基づく標準的な落札者決定基準を次のように定める。

(評価基準等)

第 1 技術提案評価型、施工計画評価型又は施工能力評価型に応じて、入札参加者が提示する技術提案等を評価及び審査するための評価基準等は、別表のとおりとする。

(評価の方法)

第 2 評価の方法は、標準点を 100 点とし、標準点と入札参加者から提出された技術資料等に基づき算出した評価点（配置予定技術者が 2 人以上あるときは、そのうち評価点の合計の最も低い者の点）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札金額で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって、入札参加者ごとに行うものとする。

(落札者の決定方法)

第 3 落札者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者（評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、そのうち技術評価点の高い者（その技術評価点の高い者が 2 人以上あるときは、そのうちくじで定めた者））とする。この場合において、政令第 167 条の 10 の 2 第 5 項の規定により学識経験を有する者の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮して落札者を決定するものとする。

- (1) 入札金額が予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額の制限の範囲内にあること。
- (2) 技術評価点が標準点以上であること。
- (3) 入札金額が西宮市建設工事請負契約に係る低入札価格取扱要領（平成 22 年。以下「低入札要領」という。）第 5 条の規定により算出した額（同要領第 3 条の規定により算出した額未満であるときは、同要領第 10 条から第 13 条までの規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるものに限る。）以上であること。
- (4) 次の各号に掲げる場合に該当しないものであること。
 - ア 技術資料を提出しない場合
 - イ 技術資料に記載漏れがあり、適正な評価ができない場合
 - ウ 技術資料に虚偽の記載がある場合
 - エ 技術資料のうち、記載した提案内容が当該提案すべき内容と異なる提案である場合
 - オ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合

(再度入札)

第 4 政令第 167 条の 8 第 4 項の規定に基づき、再度の入札をするときは、1 回に限るものとする。（低入札要領第 19 条において準用する場合を含む。）

2 前項の場合にあつては、技術資料・参加資格提出書及び工事費内訳書の添付を要しないものとする。

別表（第1関係）

評価項目			技術提案 評価型	施工計画 評価型	施工能力 評価型	
提案 項目	技術提案	総合的なコスト削減	2項目以上 1項目標準 4点 8～16	/	/	
		性能・機能の向上				
		社会的要請				
		具体的な施工計画				
	設計図書 による 施工計画	施工管理	1項目2点 0～8	2項目以上 1項目標準 2点 4～8	/	
安全管理						
品質管理						
工程管理						
計			8～24	4～8	0	
施工 能力 評価 項目	企業 の 能力 等	IS09000 シリーズ認証取得状況	0.5	0.5	0.5	
		同種工事の施工実績	1.5	0.7	0.3	
		類似工事の施工回数	0.5	0.3	0.2	
		工事成績の平均点	2	1	1	
		工事の受注実績	1	0.5	0.5	
		地域精通度	0.5	0.5	0.5	
		社会・地域貢献活動	1	1	1	
		総合評価の履行義務違反の履歴	-1	-1	-1	
		指名停止措置の履歴	-2	-2	-2	
	技術者 の 能力	同種工事の従事割合	2	1	0.5	
		工事成績の最高点	2	1	1	
		資格の保有状況	1	0.5	0.5	
	小計			12	7	6
	合計			20～36	11～15	6
備考						
<p>1 類似工事にあつては、工事目的物又は工法の種類が同一のものうち、最近の数年間に複数回施工したものを設定する。</p> <p>2 同種工事にあつては、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等が発注する工事とほぼ同じ内容のものを設定する。</p> <p>3 平均点、最高点とは、入札日の属する年度より5年前の4月1日以降に通知した、完成、引渡し完了したもので、西宮市又は入札公告で定めるその他公共機関が発注した該当工種の工事における工事成績評定点とし、工事实績情報サービス(コリンズ)に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものとする。 なお、該当工種とは、入札公告の「入札参加資格」に記載されている工種とする。</p> <p>4 地域精通度とは、主たる営業所の所在地その他の地理的条件を設定する。</p> <p>5 社会・地域貢献活動とは、工事請負指名競争入札における業者格付基準第2条第5項第2号から第5号までの主観数値をいう。</p> <p>6 総合評価の履行義務違反の履歴にあつては、入札日の属する年度より2年前の4月1日以降に市発注工事において、完成検査が完了した工事に係る評定基準別記様式第1号細目別評定点採点表の7項総合評価技術提案等に不履行があるものをいう。</p> <p>7 指名停止措置の履歴にあつては、入札日の属する年度より2年前の4月1日以降に、西宮市指名停止基準に基づく指名停止の期間があるものをいう。</p> <p>8 従事割合とは、同種工事に従事した期間を、工期で除した数値をいう。</p> <p>9 資格の保有状況にあつては、特に配置技術者の資格を必要な場合において、設定する。</p>						